

第 8 回新型コロナウイルス感染症 対策本部会議

日時：令和 2 年 3 月 1 7 日（火） 午後 4 時～

場所：鳥取県庁災害対策本部室（第 2 庁舎 3 階）

※各総合事務所等とテレビ会議を接続

出席：知事、副知事、統轄監

交流人口拡大本部、危機管理局、総務部、地域づくり推進部

福祉保健部、子育て・人財局、生活環境部、商工労働部

農林水産部、教育委員会

東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所

日野振興センター、東京本部、関西本部、鳥取市保健所

アドバイザー（鳥取大学 景山教授、千酌教授）

※各市町村、消防局には衛星配信を実施

国内における感染者数

国内における感染者数

806人 (36都道府県)

※クルーズ船 712人
 チャーター便 14人
 厚生労働省職員等 15人

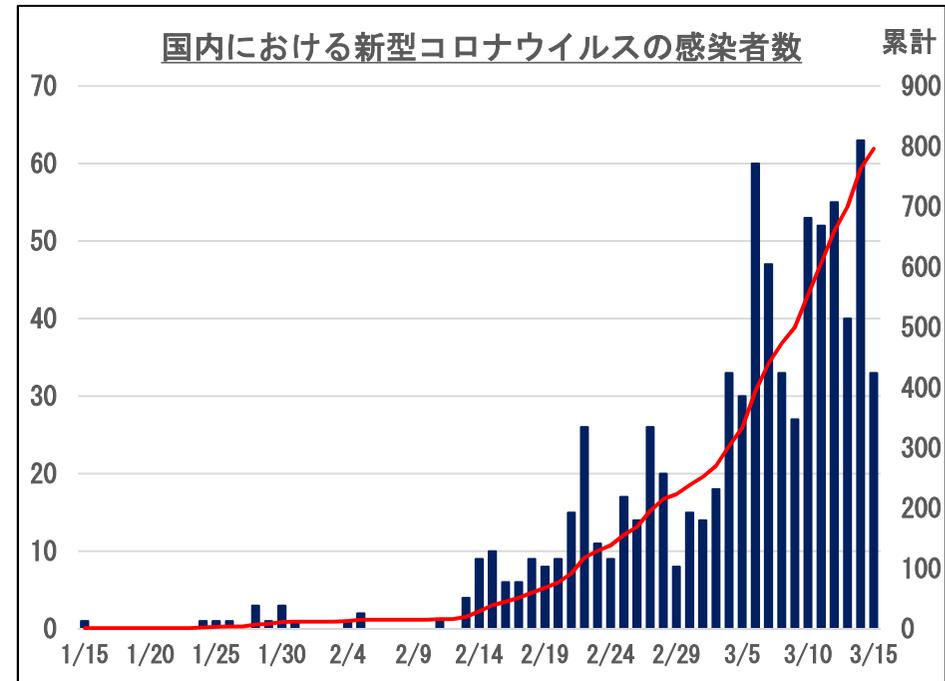
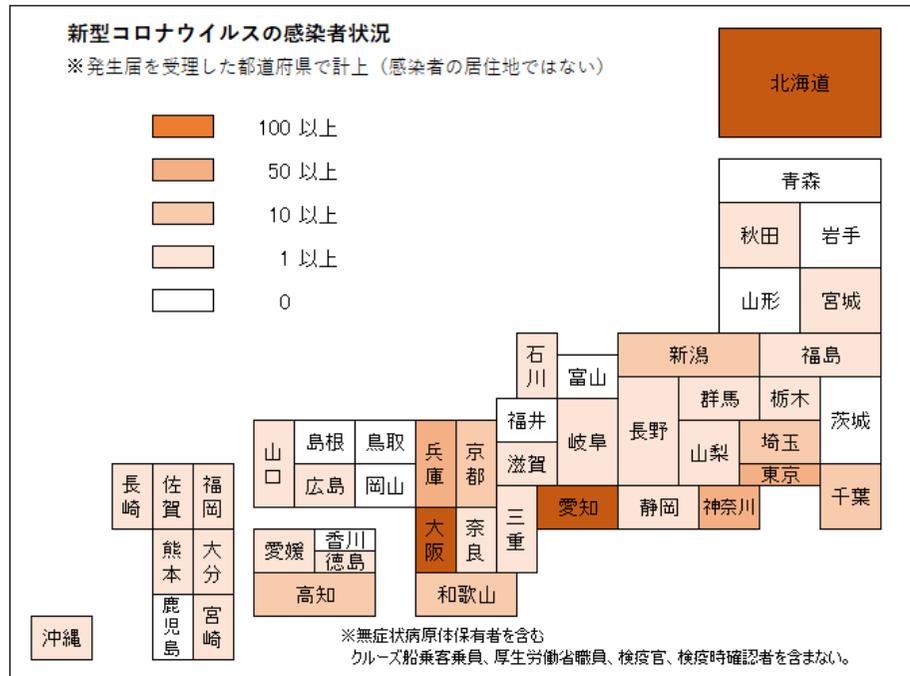
総計 1,547人

本県における現状

○患者発生なし

○PCR検査件数(3/16現在) 100件(全て陰性)

○発熱・帰国者・接触者相談センターへの相談件数(3/16現在)
 1,689件(東部803件、中部260件、西部626件)



※図及びグラフは3/16現在の本県独自の集計により作成

会議内容

- 1 学校再開後の対応について
- 2 医療体制について
- 3 屋外イベント等で県民にお願いしたいことについて
- 4 その他

1 学校再開後の対応について

学校再開後の対応

教育委員会

- ・徹底した感染防止策を講じた上で、3月18日より県立学校を再開。
 - 通常の教育活動(授業等)を実施、部活動についても、一定条件下で実施。
 - 春休み中も、教育活動(補習等)を実施、部活動についても、一定条件下で実施。
- ・特別支援学校については、児童生徒及び家庭の状況に応じて柔軟に対応。

○県内未発生段階(現状) ⇒ 可能な限り通常の教育活動を継続

①【再開後～学期末(3/24頃)まで】

- ・徹底した感染防止策を講じた上で、通常の教育活動(授業・部活動等)を実施。
 - 手指衛生、咳エチケット、共用品を使わないことや使う場合の消毒など、予防対策を徹底する。
 - ※児童生徒向けのチラシを配布し、学校で実践指導を行う
 - 児童生徒等の日々の健康観察を行い、発熱等の症状がある場合には登校させない。
- ・終業式については、簡素化するとともに、マスクの着用、消毒液の設置などの万全の措置を講じた上で実施。
- ・学校単位の休業や一斉休業に備えて、ICTを活用した学習形態の横展開を図る。

②【春休み期間中(3/25～3/末頃)まで】

- ・①同様の対応を行いながら、必要に応じて教育活動(補習・部活動等)を実施。
- ・春休み期間を短縮して授業を行うことも可能とする。

③【新年度(始業式、入学式含)以降～】

- ・①、②同様の対応を行いながら、通常の教育活動を実施。
- ・始業式、入学式については、終業式と同様の感染防止策を講じた上で実施。

※ただし、3月19日の政府の専門家会議の知見等を踏まえるとともに、感染の状況に応じた柔軟な対応を検討する。

○県内発生早期に移行した場合 ⇒ 可能な限り教育活動を継続

- ・徹底した感染防止策を講じた上で、教育活動(授業・部活動等)を実施
- ・児童生徒、教職員に感染者が発生した場合には、当該学校を2週間閉鎖措置とする。
→感染者の活動地域が広範に及ぶ場合などは、市町村単位または地区単位、全県一斉での閉鎖も検討する。

○県内感染期に移行した場合 ⇒ 教育活動に一定の制限を加えて継続する方向で検討

- ・3月19日の政府の専門家会議の知見等を踏まえて最終判断する。
- ・クラスター発生のリスクを極力下げするため、手洗いや換気・消毒等の感染防止策に加え、授業中等における児童生徒密度を下げる工夫を必ず行った上で、教育活動(授業・部活動等)を継続。
→会場の広さを確保し、お互いの距離を1~2メートル程度あける等
→近距離での会話や発声、高唱を避ける(やむを得ず近距離での会話が必要な場合マスク着用等)
- ・クラスを2つに分けて分散登校を行うことで、大人数の集団を作らない工夫をするなど、学校・生徒の実態に応じて柔軟な対応を行う。
- ・児童生徒、教職員に感染者が発生した場合には、当該学校を2週間閉鎖措置とする。
→学校内での発生が多発する場合には、市町村単位または地区単位、全県一斉での閉鎖も検討する。

※感染が拡大する場合には、県対策本部会議の指示の下、一斉閉鎖等の措置をとる。

子育て・人財局の対応

➤ 放課後児童クラブの対応

■ 学校再開に合わせて、午前中は放課後児童クラブを閉所【7町1村】

<クラブ開所のために確保した人員の対応>

- ・応援をしていた教員等が学校に戻るのみ
- ・シフト変更で対応可能

■ 学校再開以降も、午前中から放課後児童クラブは開所【5市町】

- ・小学校は再開するが、分散登校であり、登校しない児童を受入
- ・再度の休校又は下校直後の児童受入に対応するため、午前中から開所

■ 学校再開時期の変更なし【4町】

⇒ 放課後児童クラブの運営上の大きな問題なし

➤ 私立中学校・高等学校

・湯梨浜学園中学校・高等学校は、3月18日(水)から学校再開

・感染防止策を徹底した上で、部活動を再開

14日～:1校、16日～:1校、18日～:1校、19日～:1校、20日～:2校
21日～:1校

福祉保健部の対応

➤ 放課後等デイサービスの状況

○小学校、中学校、特別支援学校の学校臨時休業に伴い、子どもの居場所を確保するため、県内約50の事業所で対応中。

⇒家族の負担増、子どものストレスや運動不足等について不安の声を聞くものの、これまでのところ、運営上の大きな問題はない。
(また、今後の消毒液やマスク不足による懸念の声がある。)

○今後、小学校等が再開されるが、放課後等デイサービスの利用については、引き続き学校と連携しながら、児童生徒や家庭の状況に応じて柔軟に対応していく。

➤ 放課後等デイサービスにおける国の財政支援措置

○学校臨時休業に伴う放課後等デイサービスの利用増に対する保護者や地方自治体への財政支援措置として、国が補助事業を創設。(国10/10)

○本県においても、国庫補助事業を活用して保護者や市町村の負担が生じないよう対応する。(既定予算の中で対応)

○今後の消毒液やマスク不足に備え、調達に努める。

2 医療体制について

医療体制

1 入院病床の確保

感染症指定医療機関、協力医療機関に入院病床を準備(3/16時点:264床)
その中で、重症者受け入れ病床の空床確保を調整中

2 院内感染防止対策

新聞広告などにより、医療機関の院内感染防止対策について、県民への協力を呼びかける。

地域の医療機関を守るために、取り急ぎかかりつけ医を受診する場合でも、必ず、事前に電話連絡してから受診してください。

突然、医療機関を受診され、医師や看護師、他の来院者も感染した場合、医療機関の閉鎖につながり日頃の治療が受けられなくなるおそれがあります。

3 新型コロナウイルスの治療方法の共有

入院医療機関における治療方法等について、感染症指定医療機関等による情報交換と研修を行う体制を整備

マスク等の配布方針

〈これまでの対応〉

- 県では医療機関や福祉施設等における院内感染・施設内感染を防ぐため、国の対策に先駆けて、**県の備蓄マスクを提供**

⇒ **医療機関に22万枚を提供**

※感染症指定医療機関、協力医療機関を中心に配布

その他、マスクが不足している医療機関に必要なに応じて配布

※N95マスクやゴーグルなどの防護具も帰国者接触者外来等に提供

⇒ **歯科医師会に1万枚を提供**

⇒ **福祉施設に4万枚を提供**

院内感染・施設内感染の例

【医療機関】

- ・和歌山県
- ・兵庫県

【福祉施設】

- ・千葉県（通所介護事業所）
- ・神奈川県（福祉事業所）
- ・愛知県（デイサービス）
- ・兵庫県（介護老人保健施設、認定こども園）

マスク等の配布方針

＜今後の対応＞（国の緊急対応策-第2弾-の対応）

- **医療機関向けマスク1,500万枚を国で一括購入し、必要な医療機関に優先配布**（あわせて各省庁の機関が保有するマスクの一部250万枚も放出）

⇒ **鳥取県には約17万枚が配分される見込み**（今週から順次）

※ 3/16に48,500枚、3/17に3,000枚が県に到着 ⇒ 3/16医療機関に5,000枚送付

＜医療機関向けマスクの配布の考え方＞

県として調整のための備蓄を一定量確保した上で、次の目安を基本に配布

- ①感染症指定医療機関等を優先
- ②重症度が高い患者が入院する等の病院を優先
- ③在庫不足の程度など個別のニーズについて、緊急性の高い医療機関等を優先 等

⇒ **在庫状況等を調査し、必要な医療機関に配布**（今週から順次）

※ 優先度の高い医療機関について、2週間程度の在庫が確保されるよう調整して配布

- **布製マスク2,000万枚を国で一括購入し介護施設等に緊急配**

⇒ **鳥取県には約11万枚（概算）が配分される見込み**

＜配布の考え方＞ 1人1枚を基本に、県の備蓄状況や各施設の在庫状況等を勘案して配布

⇒ **各施設の在庫状況等を調査中**（国から届き次第、各施設に配布）

- **国の斡旋による手指消毒用エタノールの優先供給を予定**

⇒ **備蓄状況を踏まえて、国が各都道府県等に供給可能量を割り振り、メーカーに提供を要請**

⇒ **各医療機関、福祉施設等の備蓄状況、使用状況を調査中**

3 屋外イベント等で県民にお願いしたい ことについて

屋外イベント等で県民にお願いしたいこと

- 隣や前後の方と1～2mの間隔をあけてください。
- テントなどでは十分な換気を行ってください。
- 咳エチケット、手洗い、アルコール消毒、マスク着用などの対策を行ってください。
- 風邪症状のある方は参加しないでください。
- 高齢の方や基礎疾患のある方は、感染した場合、肺炎による重症化のリスクが高ので、イベント等への参加を控えていただいたほうが良いと考えます。

4 その他

商工労働部の対応

3月18日から企業向け第2弾県支援策の申請受付を順次開始
→商工団体・金融機関、県HP等でPR、お知らせ開始

<企業への県支援策（県第2弾）>

1 3月18日から発動（申請受付開始）

- 資金繰り支援（制度融資の無利子化）＊2/14以降の融資実行分から適用
 - 発動中の地域経済変動対策資金(利率0.7%)について、市町村と協調し実質的に無利子化【対象:売上げ15%以上減少した中小企業者等、期間:3年】

2 3月18日から申請受付開始

- テレワークの促進
 - テレワーク導入に向けた環境整備(テレワーク機器導入運用等)を行う企業支援。
国:補助率1/2・上限1,000千円、県:補助率1/6又は300千円のいずれか低い額を国補助に上乗せ
- 企業の採用活動支援
 - 就活サイトでの情報発信・WEB説明会等助成【補助率1/2:上限400千円】

3 3月24日以降(国の要件確認後)申請受付開始

- 学校等の臨時休校に伴い影響を受ける個人事業主支援
 - 臨時休校によって休業せざるを得ない個人事業主(フリーランス等)である保護者のうち国支援対象とならない者に休業日あたり日額4,100円を助成（最大15日間）

4 既受付中

- サプライチェーン(ハード・ソフト)支援(「産業成長応援補助金」の特別枠対応 等)